

法改正等に関するお知らせ

2010年2月3日 貸金業法改正に伴う収入証明書類ご提出のお願い

2010年6月までに実施が予定されております貸金業法の改正により、「お借入れ総額の規制(総量規制)」が導入され、年収の3分の1を超える貸し付けが原則禁止されることになり、カード会社を含む貸金業者は収入証明書類等の情報により確認することが義務付けられました。

当規制の導入後は、収入証明書類のご提出がなくご年収が不明の場合には、キャッシング・サービスなどお借入れのご利用を制限または停止させていただくことがあります。(法改正、総量規制等については、日本貸金業協会 www.0570-051-051.jpでご確認ください)

弊社では、お客様に安心してキャッシング・サービス等をご利用いただくために、法改正に先立ちご年収確認を始めております。お早めに収入証明書類のご提出をお願いいたします
ご年収等申告書や、ご提出いただく収入証明書類の説明など、資料のご請求はカード裏面に記載のメンバーシップ・サービス・センターまでご連絡ください。